

現在	変更後
<p style="text-align: center;">アプラスカード会員規約 <一般条項></p> <p>第1条（会員および家族会員）</p> <p>（1）会員とは、本規約を承認のうえ、株式会社アプラス（以下「当社」といいます。）に入会申込みをされ、当社が入会を承諾した本人会員および（2）の家族会員をいいます。</p> <p>（2）家族会員とは、本人会員がその家族のうち3名（ただし満18歳以上の同居・同姓の方に限ります。）を限度として指定し、当社が承諾した方をいい、本人会員と同一条件の下でカード（以下「家族カード」といいます。）を利用することができるものとします。</p> <p>（3）本人会員は、家族会員に対し、本人会員に代わって家族カードを使用して、本規約に基づくクレジットカード（以下「カード」といいます。）の利用を行う一切の権限（以下「本代理権」といいます。）を授与するものとします。なお、本人会員は、家族会員に対する本代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合は、第17条（3）により家族会員による家族カード利用の中止を申出るものとします。本人会員は、この申出以前に本代理権が消滅したことを、当社に対して主張することはできません。</p> <p>（4）本代理権の授与に基づき、家族会員の家族カード利用はすべて本人会員の代理人としての利用となり、当該家族カード利用に基づく一切の支払債務は本人会員に帰属し、家族会員はこれを負担しないものとします。また、本人会員は、自ら本規約を遵守するほか、善良なる管理者の注意をもって家族会員に対しても本規約を遵守させる義務を負うものとし、家族会員が本規約に違反した場合は、当社に対し、一切の責任を負うものとします。</p> <p>（5）次条以下において会員と称するときは、原則として本人会員と家族会員の両者を指すものとします。ただし、本人会員固有に適用されるものについては本人会員のみについて適用されるものとします。</p>	<p style="text-align: center;">アプラスカード会員規約 <一般条項></p> <p>第1条（会員および家族会員）</p> <p>（1）会員とは、本規約を承認のうえ、株式会社アプラス（以下「当社」といいます。）に入会申込みをされ、当社が入会を承諾した本人会員および（2）の家族会員をいいます。</p> <p>（2）家族会員とは、本人会員が（4）の責任を負うことを承認した家族で、かつ当社が承諾した方をいい、当社が本人会員と同一条件の下で家族会員用に発行したクレジットカード（以下「家族カード」といいます。）を利用することができるものとします。</p> <p>（3）本人会員は、家族会員に対し、本人会員に代わって家族カードを使用して、本規約に基づくクレジットカード（以下「カード」といいます。）の利用を行う一切の権限（以下「本代理権」といいます。）を授与するものとします。なお、本人会員は、家族会員に対する本代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合は、第16条（3）により家族会員による家族カード利用の中止を申出るものとします。本人会員は、この申出以前に本代理権が消滅したことを、当社に対して主張することはできません。</p> <p>（4）本代理権の授与に基づき、家族会員の家族カード利用はすべて本人会員の代理人としての利用となり、当該家族カード利用に基づく一切の支払債務は本人会員に帰属し、家族会員はこれを負担しないものとします。また、本人会員は、自ら本規約を遵守するほか、善良なる管理者の注意をもって家族会員に対しても本規約を遵守させる義務を負うものとし、家族会員が本規約に違反した場合は、当社に対し、一切の責任を負うものとします。</p> <p>（5）当社は、家族カードの利用内容、利用状況等を本人会員に通知するものとします。</p> <p>（6）次条以下において会員と称するときは、原則として本人会員と家族会員の両者を指すものとします。ただし、本人会員固有に適用されるものについては本人会員のみについて適用されるものとします。</p>
<p>第2条（契約の成立）</p> <p>（1）第6条に定めるカードショッピングに係る基本契約およびカードキャッシングに係る基本契約は、第1条（1）により当社が本人会員の入会を承諾した時に成立するものとします。カードショッピングに係る基本契約およびカードキャッシングに係る基本契約の契約日は、当社から本人会員に別途通知するものとします。</p> <p>（2）個別のカードショッピングの契約は、カードショッピングの利用の都度各別に成立するものとします。</p> <p>（3）個別のカードキャッシングの契約は、金銭の交付の都度各別に成立するものとします。</p>	<p>第2条（契約の成立）を削除</p>
<p>第3条（カードの貸与・有効期限）</p> <p>（1）当社は、会員1名につき1枚のカードを発行し、貸与します。カードには、ICチップが組み込まれたICカード（以下「ICカード」といいます。）を含みます。また、当社が必要と判断した場合は、当社が定める方法により、別途カードを発行できるものとします。なお、カードの所有権は当社に属します。</p> <p>（2）会員は、カード裏面にカード署名欄がある場合は、貸与を受けた後、直ちに自署するものとし、善良なる管理者の注意をもってカードを利用・保管するものとします。</p> <p>（3）カードは、カードの表面または裏面に会員名が印字された本人に限り利用でき、他人に貸与、譲渡、質入れ、担保提供等に利用することはできないものとします。また、カード固有の番号・有効期限等のカード情報（以下、カードとあわせて「カード情報等」といいます。）についても同様に他人に情報提供・貸与することはできないものとします。</p> <p>（4）カードの有効期限はカードに表示し、有効期限満了後において当社が引続き会員として適当と認めるときは、当社所定の時期に更新するものとします。</p> <p>（5）会員が前（2）（3）に違反し、その違反に起因してカード情報等が不正に利用された場合、会員はその利用代金について全ての責任を負うものとします。</p>	<p>第2条（カードの貸与・有効期限）</p> <p>（1）当社は、会員1名につき1枚のカードを発行し、貸与します。カードには、ICチップが組み込まれたICカード（以下「ICカード」といいます。）を含みます。また、当社が必要と判断した場合は、当社が定める方法により、別途カードを発行できるものとします。なお、カードの所有権は当社に属します。</p> <p>（2）会員は、カード裏面にカード署名欄がある場合は、貸与を受けた後、直ちに自署するものとし、善良なる管理者の注意をもってカードを利用・保管するものとします。</p> <p>（3）カードは、カードの表面または裏面に会員名が印字された本人に限り利用でき、他人に貸与、譲渡、質入れ、担保提供等に利用することはできないものとします。また、カード固有の番号・有効期限等のカード情報（以下、カードとあわせて「カード情報等」といいます。）についても同様に他人に情報提供・貸与することはできないものとします。</p> <p>（4）カードの有効期限はカードに表示し、有効期限満了後において当社が引続き会員として適当と認めるときは、当社所定の時期に更新するものとします。</p> <p>（5）会員が前（2）（3）に違反し、その違反に起因してカード情報等が不正に利用された場合、会員はその利用代金について全ての責任を負うものとします。</p>

<p>第4条（年会費）</p> <p>会員は、当社に対し、当社所定の年会費および消費税を当社所定の時期に支払うものとします。なお、支払済の年会費は脱会等の理由の如何を問わず返還しないものとします。また、年会費のみの請求の場合は、ご利用明細書（電磁的方法による場合を含みます。）の発行・交付を省略することがあります。</p>	<p>第3条（年会費）</p> <p>会員は、当社に対し、当社所定の年会費および消費税を当社所定の時期に支払うものとします。なお、支払済の年会費は脱会等の理由の如何を問わず返還しないものとします。また、年会費のみの請求の場合は、ご利用明細書（電磁的方法による場合を含みます。）の発行・交付を省略することがあります。</p>
<p>第5条（暗証番号）</p> <p>（1）会員は、暗証番号の届出を行う場合には、生年月日や自宅電話番号等他人が容易に推測可能な番号の使用を避けるものとします。</p> <p>（2）会員は、会員が暗証番号を当社へ届出していない場合、または、当社が暗証番号として不適切と判断した場合には、当社が暗証番号を設定または変更することをあらかじめ承諾するものとします。</p> <p>（3）会員は、暗証番号を他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。当社に届出た暗証番号を使用してカード情報等が利用されたときは、暗証番号について盗用その他の事故があってもその利用代金はすべて会員の負担となるものとします。ただし、暗証番号を使用したカード情報等の利用につき、会員に故意または過失が存在しない場合には、この限りではありません。</p> <p>（4）会員は、当社所定の方法により暗証番号の変更登録を申出ることができるものとします。なお、I Cカードの暗証番号変更はカードの再発行手続きが必要なことをあらかじめ承諾するものとします。</p>	<p>第4条（暗証番号）</p> <p>（1）会員は、暗証番号の届出を行う場合には、生年月日や自宅電話番号等他人が容易に推測可能な番号の使用を避けるものとします。</p> <p>（2）会員は、会員が暗証番号を当社へ届出していない場合、または、当社が暗証番号として不適切と判断した場合には、当社が暗証番号を設定または変更することをあらかじめ承諾するものとします。</p> <p>（3）会員は、暗証番号を他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。当社に届出た暗証番号を使用してカード情報等が利用されたときは、暗証番号について盗用その他の事故があってもその利用代金はすべて会員の負担となるものとします。ただし、暗証番号を使用したカード情報等の利用につき、会員に故意または過失が存在しない場合には、この限りではありません。</p> <p>（4）会員は、当社所定の方法により暗証番号の変更登録を申出ることができるものとします。なお、I Cカードの暗証番号変更はカードの再発行手続きが必要なことをあらかじめ承諾するものとします。</p>
<p>第6条（カードの機能）</p> <p>会員は、カード情報等を利用して、当社ならびに当社と契約している加盟店、当社と業務提携しているクレジットカード会社の加盟店およびカードに付帯しているマスターカード・インターナショナル・インコーポレイテッド、株式会社ジェーシービーまたはVisa インターナショナルサービスアソシエーション（以下これらを「国際カードブランド」といいます。）に各々加盟した日本国内外のクレジットカード会社・金融機関と契約した加盟店（以下これらを総称して「加盟店」といいます。）において商品もしくは権利を購入またはサービスの提供を受けること（以下「カードショッピング」といいます。）ができるものとします。また、会員は、カード情報等を利用して当社から金銭を借入れすること（以下「カードキャッシング」といいます。）ができるものとします。</p>	<p>第5条（カードの機能）</p> <p>会員は、カード情報等を利用して、当社ならびに当社と契約している加盟店、当社と業務提携しているクレジットカード会社の加盟店およびカードに付帯しているマスターカード・インターナショナル・インコーポレイテッド、株式会社ジェーシービーまたはVisa インターナショナルサービスアソシエーション（以下これらを「国際カードブランド」といいます。）に各々加盟した日本国内外のクレジットカード会社・金融機関と契約した加盟店（以下これらを総称して「加盟店」といいます。）において商品もしくは権利を購入またはサービスの提供を受けること（以下「カードショッピング」といいます。）ができるものとします。また、会員は、カード情報等を利用して当社から金銭を借入れすること（以下「カードキャッシング」といいます。）ができるものとします。</p>
<p>第7条（付帯サービス等）</p> <p>（1）会員は、当社または当社が提携する第三者（以下「サービス提供会社」といいます。）が提供するカード付帯サービスおよび特典（ポイントプログラムを含みます。以下これらを総称して「付帯サービス」といいます。）を当社またはサービス提供会社所定の方法により利用することができるものとします。会員が利用できる付帯サービスおよびその内容については、当社が書面その他の方法により会員に対して通知または公表するものとします。</p> <p>（2）付帯サービスはカードの種類によって異なります。会員は、付帯サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、会員が本規約または付帯サービスの利用等に関する規定等に違反した場合は、または当社が会員のカード情報等の利用が適当でないと合理的に判断したときは、付帯サービスを利用できない場合があります。</p> <p>（3）当社またはサービス提供会社が必要と認めた場合には、当社またはサービス提供会社は、付帯サービスの内容を変更することができるものとします。</p> <p>（4）会員は、第17条（1）に基づき当社に脱会の届出をした場合、または第17条（2）に基づき当社がカード情報等利用を停止しもしくは会員資格を喪失させた場合は、付帯サービス（脱会の届出前、またはカード情報等の利用停止もしくは会員資格の喪失前に取得済みの特典を含む。）を利用する権利を喪失するものとします。</p>	<p>第6条（付帯サービス等）</p> <p>（1）会員は、当社または当社が提携する第三者（以下「サービス提供会社」といいます。）が提供するカード付帯サービスおよび特典（ポイントプログラムを含みます。以下これらを総称して「付帯サービス」といいます。）を当社またはサービス提供会社所定の方法により利用することができるものとします。会員が利用できる付帯サービスおよびその内容については、当社が書面その他の方法により会員に対して通知または公表するものとします。</p> <p>（2）付帯サービスはカードの種類によって異なります。会員は、付帯サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、会員が本規約または付帯サービスの利用等に関する規定等に違反した場合は、または当社が会員のカード情報等の利用が適当でないと合理的に判断したときは、付帯サービスを利用できない場合があります。</p> <p>（3）当社またはサービス提供会社が必要と認めた場合には、当社またはサービス提供会社は、付帯サービスの内容を変更することができるものとします。</p> <p>（4）会員は、第16条（1）に基づき当社に脱会の届出をした場合、または第16条（2）に基づき当社がカード情報等利用を停止しもしくは会員資格を喪失させた場合は、付帯サービス（脱会の届出前、またはカード情報等の利用停止もしくは会員資格の喪失前に取得済みの特典を含む。）を利用する権利を喪失するものとします。</p>
<p>第8条（カードの利用可能枠）</p> <p>（1）当社は、カードの利用可能枠を、家族会員の利用分を含んで審査のうえ決定し、定めるものとします。なお、本条に定める利用可能枠には、家族会員の利用分を含むものとします。</p> <p>（2）当社は、（1）のカードの利用可能枠を、カードショッピングに係る利用可能枠（以下「ショッピング利用可能枠」といいます。）およびカードキャッシングに係る利用可能枠（以下「キャッシング利用可能枠」といいます。）の合計により定めるものとします。</p>	<p>第7条（カードの利用可能枠）</p> <p>（1）当社は、カードの利用可能枠を、家族会員の利用分を含んで審査のうえ決定し、定めるものとします。なお、本条に定める利用可能枠には、家族会員の利用分を含むものとします。</p> <p>（2）当社は、（1）のカードの利用可能枠を、カードショッピングに係る利用可能枠（以下「ショッピング利用可能枠」といいます。）およびカードキャッシングに係る利用可能枠（以下「キャッシング利用可能枠」といいます。）の合計により定めるものとします。</p>

<p>(3) 当社は、ショッピング利用可能枠の範囲内で、ボーナス一括払い、ボーナス二括払い、回数指定分割払い、リボルビング払いに係る利用可能枠（以下「割賦利用可能枠」といいます。）を審査のうえ決定し、定めるものとします。</p> <p>(4) 会員が当社から複数枚のカードの貸与を受けた場合、それら複数枚のカード全体における利用可能枠は、原則として各カードごとに定められた利用可能枠のうち最も高い金額となり、それら複数枚のカードにおける利用可能枠の合計金額にはなりません。</p> <p>(5) 本条に定める利用可能枠は、当社が会員に対してカードを発送する際に同封する台紙等に表示する方法等により通知するものとします。</p> <p>(6) 会員は、当社が認めた場合を除き、カードの利用可能枠を超えてカード情報等を利用してはならないものとします。なお、当社の承認なくカードの利用可能枠を超えてカード情報等を利用した場合は、カードの利用可能枠を超えた金額を速やかに一括して支払うものとします。また、会員が割賦利用可能枠を超えてカードショッピングを行った場合は、当該超過分は、「翌月1回払い」（締切日により当月1回払いとなる場合を含みます。以下同じ）として取り扱われることに会員は異議ないものとします。</p> <p>(7) 日本国外におけるカード情報等の1回当りの利用可能枠は、国別に当社が定めるものとします。</p> <p>(8) 当社は、次のいずれかに該当した場合は、カードの利用可能枠を減額できるものとします。</p> <p>①会員が、関係法令または当社が属する業界団体等の自主規制（以下「関係法令等」といいます。）に基づき当社が提出を求めた収入証明書類、その他の必要書類を提出しなかった場合。</p> <p>②会員の借入残高あるいは利用残高が、関係法令等に定められた上限を超過する場合。</p> <p>③その他当社が必要と認めた場合。</p> <p>(9) 当社が前項の措置を講じる場合、関係法令等により通知が義務づけられている場合を除いて会員に対して特段の通知を要しないものとします。</p> <p>(10) 当社は、当社が適当と認めた場合には、カードの利用可能枠を増枠できるものとします。ただし、会員から増枠を希望しない旨の申出があった場合はこの限りではないものとします。</p>	<p>(3) 当社は、ショッピング利用可能枠の範囲内で、ボーナス一括払い、ボーナス二括払い、回数指定分割払い、リボルビング払いに係る利用可能枠（以下「割賦利用可能枠」といいます。）を審査のうえ決定し、定めるものとします。</p> <p>(4) 会員が当社から複数枚のカードの貸与を受けた場合、それら複数枚のカード全体における利用可能枠は、原則として各カードごとに定められた利用可能枠のうち最も高い金額となり、それら複数枚のカードにおける利用可能枠の合計金額にはなりません。</p> <p>(5) 本条に定める利用可能枠は、当社が会員に対してカードを発送する際に同封する台紙等に表示する方法等により通知するものとします。</p> <p>(6) 会員は、当社が認めた場合を除き、カードの利用可能枠を超えてカード情報等を利用してはならないものとします。なお、当社の承認なくカードの利用可能枠を超えてカード情報等を利用した場合は、カードの利用可能枠を超えた金額を速やかに一括して支払うものとします。また、会員が割賦利用可能枠を超えてカードショッピングを行った場合は、当該超過分は、「翌月1回払い」（締切日により当月1回払いとなる場合を含みます。以下同じ）として取り扱われることに会員は異議ないものとします。</p> <p>(7) 日本国外におけるカード情報等の1回当りの利用可能枠は、国別に当社が定めるものとします。</p> <p>(8) 当社は、次のいずれかに該当した場合は、カードの利用可能枠を減額できるものとします。</p> <p>①会員が、関係法令または当社が属する業界団体等の自主規制（以下「関係法令等」といいます。）に基づき当社が提出を求めた収入証明書類、その他の必要書類を提出しなかった場合。</p> <p>②会員の借入残高あるいは利用残高が、関係法令等に定められた上限を超過する場合。</p> <p>③その他当社が必要と認めた場合。</p> <p>(9) 当社が前項の措置を講じる場合、関係法令等により通知が義務づけられている場合を除いて会員に対して特段の通知を要しないものとします。</p> <p>(10) 当社は、当社が適当と認めた場合には、カードの利用可能枠を増枠できるものとします。ただし、会員から増枠を希望しない旨の申出があった場合はこの限りではないものとします。</p>
<p>第9条（支払い）</p> <p>(1) 会員は、カードショッピングの利用代金および割賦手数料または包括信用購入あっせんの手数料（以下「カードショッピングの支払金」といい、割賦手数料または包括信用購入あっせんの手数料のみをさす場合は、以下単に「手数料」といいます。）ならびにカードキャッシングの融資金および利息（以下「カードキャッシングの返済金」といいます。）その他年会費等本規約に基づく会員の当社に対する一切の支払債務（以下これらを総称して「カード利用による支払金等」といいます。）について、カードキャッシングの返済金については毎月末日を締切日として翌月27日（当日が金融機関の休業日の場合は翌営業日。以下同じ。）に、それ以外については原則として毎月5日を締切日として当月27日に、会員があらかじめ届出た当社の指定する金融機関の口座から口座振替の方法により支払うものとします。</p> <p>(2) 会員は、支払いを遅滞した場合、あらかじめ当社が支払方法として認めた場合または口座振替の手続きが不備となった場合は、カード利用による支払金等を当社の指定する口座への振込み、コンビニエンスストアでの支払い等、当社が指定した支払方法により支払うことができるものとします。なお、コンビニエンスストアでの支払いをする場合、コンビニエンスストアが当該カード利用による支払金等を受領した時点で、当社に対する支払いがなされたものとします。</p>	<p>第8条（支払い）</p> <p>(1) 会員は、カードショッピングの利用代金および割賦手数料または包括信用購入あっせんの手数料（以下「カードショッピングの支払金」といい、割賦手数料または包括信用購入あっせんの手数料のみをさす場合は、以下単に「手数料」といいます。）ならびにカードキャッシングの融資金および利息（以下「カードキャッシングの返済金」といいます。）その他年会費等本規約に基づく会員の当社に対する一切の支払債務（以下これらを総称して「カード利用による支払金等」といいます。）について、カードキャッシングの返済金については毎月末日を締切日として翌月27日（当日が金融機関の休業日の場合は翌営業日。以下同じ。）に、それ以外については原則として毎月5日を締切日として当月27日に、会員があらかじめ届出た当社の指定する金融機関の口座から口座振替の方法により支払うものとします。</p> <p>(2) 会員は、支払いを遅滞した場合、あらかじめ当社が支払方法として認めた場合または口座振替の手続きが不備となった場合は、カード利用による支払金等を当社の指定する口座への振込み、コンビニエンスストアでの支払い等、当社が指定した支払方法により支払うことができるものとします。なお、コンビニエンスストアでの支払いをする場合、コンビニエンスストアが当該カード利用による支払金等を受領した時点で、当社に対する支払いがなされたものとします。</p>
<p>第10条（日本国外の利用代金の円への換算）</p> <p>会員の日本国外におけるカード利用による支払金等は、所定の売上票または伝票記載の外貨額を国際カードブランドもしくは当社提携金融機関所定の方法で、海外取引事務処理経費を加えた金額で円貨へ換算のうえ、国内におけるカード利用による支払金額等と同様の方法で支払うものとします。</p>	<p>第9条（日本国外の利用代金の円への換算）</p> <p>会員の日本国外におけるカード利用による支払金等は、所定の売上票または伝票記載の外貨額を国際カードブランドもしくは当社提携金融機関所定の方法で、海外取引事務処理経費を加えた金額で円貨へ換算のうえ、国内におけるカード利用による支払金額等と同様の方法で支払うものとします。</p>
<p>第11条（カード利用による支払金等の充当順位）</p> <p>会員の返済した金額が、本規約およびその他の契約に基づき当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、会員への通知なくして、法律で認められる範囲内において当社が適当と認める順序・方法によりいずれの債務に充当しても異議ないものとします。</p>	<p>第10条（カード利用による支払金等の充当順位）</p> <p>会員の返済した金額が、本規約およびその他の契約に基づき当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、会員への通知なくして、法律で認められる範囲内において当社が適当と認める順序・方法によりいずれの債務に充当しても異議ないものとします。</p>

<p>第12条（費用等の負担）</p> <p>（1）会員は、口座振替以外の方法でカード利用による支払金等を支払うときは、それに係る送金手数料を負担するものとします。</p> <p>（2）会員は、カード情報等の利用または、本規約に基づく費用・手数料等に課税される消費税等の公租公課を負担するものとします。</p> <p>（3）会員は、印紙代、公正証書作成費用等、弁済契約締結に要する費用ならびに第16条（1）①に基づく書面による催告に要した費用、訴訟等の法的措置に要する申立および送達等の費用を、退会後といえども全て負担するものとします。</p> <p>（4）会員は、第32条に定めるキャッシュディスプレイ（現金自動貸付機）または金融機関のATM（現金自動預払機）を利用してカードキャッシングをしたとき、またはカードキャッシングの返済金を返済したときは、当社に対し、当該キャッシュディスプレイまたは金融機関のATM利用に係る当社所定の手数料を支払うものとします。</p> <p>（5）会員は、カードショッピングの支払金の支払いを遅滞したことにより当社が支払いを請求したときは、当該請求に関わる費用を支払うものとします。ただし、当社が支払請求に関する費用の徴求を開始するときは、事前に当社から通知または公表いたします。</p>	<p>第11条（費用等の負担）</p> <p>（1）会員は、口座振替以外の方法でカード利用による支払金等を支払うときは、それに係る送金手数料を負担するものとします。</p> <p>（2）会員は、カード情報等の利用または、本規約に基づく費用・手数料等に課税される消費税等の公租公課を負担するものとします。</p> <p>（3）会員は、印紙代、公正証書作成費用等、弁済契約締結に要する費用ならびに第15条（1）①に基づく書面による催告に要した費用、訴訟等の法的措置に要する申立および送達等の費用を、退会後といえども全て負担するものとします。</p> <p>（4）会員は、第32条に定めるキャッシュディスプレイ（現金自動貸付機）または金融機関のATM（現金自動預払機）を利用してカードキャッシングをしたとき、またはカードキャッシングの返済金を返済したときは、当社に対し、当該キャッシュディスプレイまたは金融機関のATM利用に係る当社所定の手数料を支払うものとします。</p> <p>（5）会員は、カードショッピングの支払金の支払いを遅滞したことにより当社が支払いを請求したときは、当該請求に関わる費用を支払うものとします。ただし、当社が支払請求に関する費用の徴求を開始するときは、事前に当社から通知または公表いたします。</p>
<p>第13条（公租公課）</p> <p>会員が第12条（2）により消費税等の公租公課を負担する場合において、公租公課（消費税等を含みます。）が変更されたとき（新たに追加され、または廃止される場合を含みます。）は、会員は、変更後の公租公課を負担するものとします。</p>	<p>第12条（公租公課）</p> <p>会員が第11条（2）により消費税等の公租公課を負担する場合において、公租公課（消費税等を含みます。）が変更されたとき（新たに追加され、または廃止される場合を含みます。）は、会員は、変更後の公租公課を負担するものとします。</p>
<p>第14条（カードの紛失・盗難・偽造）</p> <p>（1）会員は、カード情報等を紛失し、または盗難その他の不法な行為（以下「カード事故」といいます。）があったときは、速やかに当社に連絡のうえ、最寄りの警察署または交番にその旨を届出るとともに、当社所定の届出書を当社あてに提出するものとします。</p> <p>（2）会員は、当社が求めた場合には、警察署による被害届出証明書等のカード事故に係る資料等を提出し、当該カード事故に関する当社の調査に協力するものとします。</p> <p>（3）カード事故によりカード情報等を他人に利用された場合の損害は、カード事故の状況等に応じて、その損害額の全部または一部が補填されます。ただし、カード事故が次のいずれかに該当する場合には、損害の全部を会員が負担するものとします。</p> <p>①他人がカード情報等を盗取することが困難ではない状況下においてカードを自己の身の回りから離れた場合やこれらに準じる場合、カード事故を繰り返す場合等、会員の故意または重大な過失によって生じた場合。</p> <p>②会員の家族、同居人、留守人等、会員の関係者によってカード情報等が利用された場合。</p> <p>③会員の故意または過失により、登録された暗証番号が使用された場合。</p> <p>④本規約に違反している場合。</p> <p>⑤戦争、自然災害等の著しい社会秩序の混乱の際に紛失や盗難が生じた場合。</p> <p>⑥（1）の通知を当社が受理した日の61日以前に生じた損害の場合。</p> <p>⑦会員が当社の請求する書類を提出しなかったり、当社の行う被害状況の調査に協力せず、または損害防止軽減のための努力をしなかった場合等、会員が当社の指示に従わなかった場合。</p> <p>（4）偽造カード（第3条（1）に基づき当社が発行し会員に貸与するカード以外のカードその他これに類するものをいいます。）の利用に係るカードショッピングの利用代金については、偽造カードの作出または利用につき会員に故意または過失があるときを除いて会員の負担となりません。</p>	<p>第13条（カードの紛失・盗難・偽造）</p> <p>（1）会員は、カード情報等を紛失し、または盗難その他の不法な行為（以下「カード事故」といいます。）があったときは、速やかに当社に連絡のうえ、最寄りの警察署または交番にその旨を届出るとともに、当社所定の届出書を当社あてに提出するものとします。</p> <p>（2）会員は、当社が求めた場合には、警察署による被害届出証明書等のカード事故に係る資料等を提出し、当該カード事故に関する当社の調査に協力するものとします。</p> <p>（3）カード事故によりカード情報等を他人に利用された場合の損害は、カード事故の状況等に応じて、その損害額の全部または一部が補填されます。ただし、カード事故が次のいずれかに該当する場合には、損害の全部を会員が負担するものとします。</p> <p>①他人がカード情報等を盗取することが困難ではない状況下においてカードを自己の身の回りから離れた場合やこれらに準じる場合、カード事故を繰り返す場合等、会員の故意または重大な過失によって生じた場合。</p> <p>②会員の家族、同居人、留守人等、会員の関係者によってカード情報等が利用された場合。</p> <p>③会員の故意または過失により、登録された暗証番号が使用された場合。</p> <p>④本規約に違反している場合。</p> <p>⑤戦争、自然災害等の著しい社会秩序の混乱の際に紛失や盗難が生じた場合。</p> <p>⑥（1）の通知を当社が受理した日の61日以前に生じた損害の場合。</p> <p>⑦会員が当社の請求する書類を提出しなかったり、当社の行う被害状況の調査に協力せず、または損害防止軽減のための努力をしなかった場合等、会員が当社の指示に従わなかった場合。</p> <p>（4）偽造カード（第2条（1）に基づき当社が発行し会員に貸与するカード以外のカードその他これに類するものをいいます。）の利用に係るカードショッピングの利用代金については、偽造カードの作出または利用につき会員に故意または過失があるときを除いて会員の負担となりません。</p>
<p>第15条（カードの再発行）</p> <p>（1）当社は、カード情報等の紛失、消失、盗難、破損、汚損、不正取得または改変等の理由により会員が希望した場合は、審査のうえ原則としてカードを再発行します。この場合、会員は、自己に貸与されたカードの他、家族カードの再</p>	<p>第14条（カードの再発行）</p> <p>（1）当社は、会員の住所宛に送付したカードが当社に返送された場合に会員がカードの再送付を希望した場合、またはカード情報等の紛失、消失、盗難、破損、汚損、不正取得、改変もしくは氏名表示の変更、暗証番号の変更等の理由に</p>

<p>発行についても再発行手数料を支払うものとします。なお、合理的な理由がある場合、当社は、カードを再発行しない場合があります。</p> <p>(2) 当社は、当社におけるカード情報等の管理、保護等業務上必要と判断した場合は、カード番号を変更することができるものとします。</p>	<p>より会員がカードの再発行を希望した場合は、審査のうえ原則としてカードを再発行します。この場合、会員は、自己に貸与されたカードの他、家族カードの再発行についても再発行手数料を支払うものとします。ただし、会員の責めに帰さない事由その他当社所定の場合は除きます。なお、合理的な理由がある場合、当社は、カードを再発行しない場合があります。</p> <p>(2) 当社は、当社におけるカード情報等の管理、保護等業務上必要と判断した場合は、カード番号を変更することができるものとします。</p>
<p>第16条 (期限の利益喪失)</p> <p>(1) 会員は、次のいずれかに該当したときは、本規約およびその他の当社との契約に基づき会員が当社に対して負担する一切の債務について当然に期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。</p> <p>①包括信用購入あっせんに係るカードショッピングの場合にあつては、分割支払金(回数指定分割払いの各回ごとの支払金額)、弁済金(リボルビング払いの各回ごとの支払金額)またはボーナス一括払い・ボーナス二括払いの支払金の支払いを遅滞し、当社から20日以上の期間を定めて書面で催告を受けたにもかかわらず、その期限内に支払いがなかったとき。ただし、支払期間が2ヶ月を超えない支払方法(加盟店等の事務処理上の都合により2ヶ月を超えた場合を含みます。)の場合は、会員がカードショッピングの支払金の支払いを1回でも遅滞したとき。</p> <p>②割賦販売に係るカードショッピングの場合にあつては、分割支払金または弁済金の支払いを遅滞し、当社から20日以上の期間を定めて書面で催告を受けたにもかかわらず、その期限内に支払いがなかったとき。ただし、支払回数が3回未満の場合または購入した商品・権利・役務が割賦販売法の指定商品・指定権利・指定役務でない場合は、会員がカードショッピングの支払金の支払いを1回でも遅滞したとき。</p> <p>③カードショッピングが会員にとって営業のためのものであるなど、割賦販売法第8条または第35条の3の60第1項に該当する取引について、会員がカードショッピングの支払金の支払いを1回でも遅滞したとき。</p> <p>④カードキャッシングの返済金の返済を1回でも遅滞したとき。(ただし、利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有します。)</p> <p>⑤自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。</p> <p>⑥差押、仮差押、保全差押、仮処分 of 申立てまたは滞納処分を受けたとき。</p> <p>⑦破産、民事再生、特別清算、会社更生もしくはこれらに準ずる申立てを受けたとき、または自らこれらの申立てをしたとき。</p> <p>⑧カードショッピングで購入した商品または権利の質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしたことを当社が知ったとき。</p> <p>⑨当社が第25条(4)の規定により、カード契約を解除したとき。</p> <p>(2) 会員が、次のいずれかに該当したときは、当社の請求により期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。</p> <p>①本規約上の義務に違反し、その違反が本規約上の重大な違反となるとき。</p> <p>②その他会員の信用状態が著しく悪化したとき。</p>	<p>第15条 (期限の利益喪失)</p> <p>(1) 会員は、次のいずれかに該当したときは、本規約およびその他の当社との契約に基づき会員が当社に対して負担する一切の債務について当然に期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。</p> <p>①包括信用購入あっせんに係るカードショッピングの場合にあつては、分割支払金(回数指定分割払いの各回ごとの支払金額)、弁済金(リボルビング払いの各回ごとの支払金額)またはボーナス一括払い・ボーナス二括払いの支払金の支払いを遅滞し、当社から20日以上の期間を定めて書面で催告を受けたにもかかわらず、その期限内に支払いがなかったとき。ただし、支払期間が2ヶ月を超えない支払方法(加盟店等の事務処理上の都合により2ヶ月を超えた場合を含みます。)の場合は、会員がカードショッピングの支払金の支払いを1回でも遅滞したとき。</p> <p>②割賦販売に係るカードショッピングの場合にあつては、分割支払金または弁済金の支払いを遅滞し、当社から20日以上の期間を定めて書面で催告を受けたにもかかわらず、その期限内に支払いがなかったとき。ただし、支払回数が3回未満の場合または購入した商品・権利・役務が割賦販売法の指定商品・指定権利・指定役務でない場合は、会員がカードショッピングの支払金の支払いを1回でも遅滞したとき。</p> <p>③カードショッピングが会員にとって営業のためのものであるなど、割賦販売法第8条または第35条の3の60第1項に該当する取引について、会員がカードショッピングの支払金の支払いを1回でも遅滞したとき。</p> <p>④カードキャッシングの返済金の返済を1回でも遅滞したとき。(ただし、利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有します。)</p> <p>⑤自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。</p> <p>⑥差押、仮差押、保全差押、仮処分 of 申立てまたは滞納処分を受けたとき。</p> <p>⑦破産、民事再生、特別清算、会社更生もしくはこれらに準ずる申立てを受けたとき、または自らこれらの申立てをしたとき。</p> <p>⑧カードショッピングで購入した商品または権利の質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしたことを当社が知ったとき。</p> <p>⑨当社が第24条(4)の規定により、カード契約を解除したとき。</p> <p>(2) 会員が、次のいずれかに該当したときは、当社の請求により期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。</p> <p>①本規約上の義務に違反し、その違反が本規約上の重大な違反となるとき。</p> <p>②その他会員の信用状態が著しく悪化したとき。</p>
<p>第17条 (脱会ならびにカードの利用停止と返却)</p> <p>(1) 会員は、当社に脱会の届出およびカードを返却または切断して破棄することにより、いつでも脱会することができるものとします。この場合、カード利用による支払金等の未払債務があるときは、当該未払債務を完済したときをもって脱会したものとします。</p> <p>(2) 当社は、会員が次のいずれかに該当したときは、会員に通知することなくカード情報等の利用を停止し、または会員資格を喪失させることができるものとします。</p> <p>①第16条(1)⑤～⑧のいずれかに該当したとき。</p> <p>②カード利用による支払金等の支払い、その他の当社に対する債務の履行を怠ったとき。</p> <p>③換金または金銭を受取ることもしくは資金を調達することを目的としてカードショッピングを行ったとき。</p>	<p>第16条 (脱会ならびにカードの利用停止と返却)</p> <p>(1) 会員は、当社に脱会の届出およびカードを返却または切断して破棄することにより、いつでも脱会することができるものとします。この場合、カード利用による支払金等の未払債務があるときは、当該未払債務を完済したときをもって脱会したものとします。</p> <p>(2) 当社は、会員が次のいずれかに該当したときは、会員に通知することなくカード情報等の利用を停止し、または会員資格を喪失させることができるものとします。</p> <p>①第7条(8)①～②または第15条(1)⑤～⑧のいずれかに該当したとき。</p> <p>②カード利用による支払金等の支払い、その他の当社に対する債務の履行を怠ったとき。</p> <p>③換金または金銭を受取ることもしくは資金を調達することを目的としてカードショッピングを行ったとき。</p>

<p>④カードの利用可能枠を超えて利用するもしくは利用しようとする、利用可能枠内であっても短時間に連続して換金性の高い商品（貴金属、商品券類等を指すが、これらに限らない。）を購入する、またはポイントその他の付帯サービスに係る利益を得ることを目的としてカード情報等を利用しもしくは利用と取消を繰り返す等、カード情報等の利用状況が適当でない当社が判断したとき。</p> <p>⑤会員のカード情報等の利用が法令もしくは公序良俗に反している、法令もしくは公序良俗に反する行為にカード情報等が利用されている、またはそれらの疑いがあると当社が判断したとき。</p> <p>⑥第三者による不正利用の疑いがある、カード情報等の利用が不自然である等と当社が判断したとき。</p> <p>⑦当社に虚偽の申告をしたことが判明したとき。</p> <p>⑧本規約に違反したとき。</p> <p>⑨会員が行方不明または連絡不能となったことを当社が知ったとき。</p> <p>⑩個人情報情報機関に登録された会員の個人情報等により、会員の信用状態が悪化し、または悪化するおそれがあると当社が判断したとき。</p> <p>⑪その他、当社が会員として不適格と判断したとき。</p> <p>（３）家族会員は、本人会員が、家族会員による家族カードの利用の中止を申出た場合、その申出をもって当然に、家族会員の資格および本代理権を喪失します。</p> <p>（４）当社は、会員が（１）、（２）、（３）または第２５条（４）のいずれかに該当したときは、加盟店に対してカード情報等の無効を通知することができるものとします。また、会員は、当社あるいは当社から委託を受けた者または加盟店からカードの返却を求められたときは、直ちにカードを返却するものとします。なお、会員が当社から他のカードの貸与を受けている場合であって、いずれかのカードが（２）に該当した場合は、いずれのカードについても本項が適用されるものとします。</p> <p>（５）カード回収に要した一切の費用は会員が負担するものとします。</p> <p>（６）（２）の規定の適用により会員に、損失、損害または費用（以下、これらを「損害等」といいます。）が生じた場合または（２）の規定の適用が無かった場合に会員が得られたはずの将来の利益（購入予定の商品・権利・役務および付帯サービス等をいうが、これらに限らない。）がある場合であっても、会員は、当該損害等および当該利益についての賠償を当社に請求できないものとします。</p>	<p>④カードの利用可能枠を超えて利用するもしくは利用しようとする、利用可能枠内であっても短時間に連続して換金性の高い商品（貴金属、商品券類等を指すが、これらに限らない。）を購入する、またはポイントその他の付帯サービスに係る利益を得ることを目的としてカード情報等を利用しもしくは利用と取消を繰り返す等、カード情報等の利用状況が適当でない当社が判断したとき。</p> <p>⑤オンラインカジノにおける賭博等の犯罪行為その他法令又は本規約に違反する行為にカード情報等を利用したとき。</p> <p>⑥会員のカード情報等の利用が法令もしくは公序良俗に反している、法令もしくは公序良俗に反する行為にカード情報等が利用されている、またはそれらの疑いがあると当社が判断したとき。</p> <p>⑦第三者による不正利用の疑いがある、カード情報等の利用が不自然である等と当社が判断したとき。</p> <p>⑧当社に虚偽の申告をしたことが判明したとき。</p> <p>⑨本規約に違反したとき。</p> <p>⑩会員が行方不明または連絡不能となったことを当社が知ったとき。</p> <p>⑪個人情報情報機関に登録された会員の個人情報等により、会員の信用状態が悪化し、または悪化するおそれがあると当社が判断したとき。</p> <p>⑫その他、当社が会員として不適格と判断したとき。</p> <p>（３）家族会員は、本人会員が、家族会員による家族カードの利用の中止を申出た場合、その申出をもって当然に、家族会員の資格および本代理権を喪失します。</p> <p>（４）当社は、会員が（１）、（２）、（３）または第２４条（４）のいずれかに該当したときは、加盟店に対してカード情報等の無効を通知することができるものとします。また、会員は、当社あるいは当社から委託を受けた者または加盟店からカードの返却を求められたときは、直ちにカードを返却するものとします。なお、会員が当社から他のカードの貸与を受けている場合であって、いずれかのカードが（２）に該当した場合は、いずれのカードについても本項が適用されるものとします。</p> <p>（５）カード回収に要した一切の費用は会員が負担するものとします。</p> <p>（６）（２）の規定の適用により会員に、損失、損害または費用（以下、これらを「損害等」といいます。）が生じた場合または（２）の規定の適用が無かった場合に会員が得られたはずの将来の利益（購入予定の商品・権利・役務および付帯サービス等をいうが、これらに限らない。）がある場合であっても、会員は、当該損害等および当該利益についての賠償を当社に請求できないものとします。</p>
<p>第１８条（カードの破棄等）</p> <p>会員は、次のいずれかに該当するカードについて、カードを利用不能な状態に切断のうえ破棄し、あるいは当社の指示により当社へ返却するものとします。なお、会員が適切に破棄せず、あるいは当社の指示に従わなかったことにより、カード事故または不正使用が発生した場合は、その責任は会員が負うものとします。</p> <p>①第３条（４）により更新カードが送達された場合の更新前のカード。</p> <p>②脱会等により会員資格を終了または喪失した場合の当該カード。</p> <p>③紛失したことによりカードの再発行を受けた後、発見した紛失カード。</p>	<p>第１７条（カードの破棄等）</p> <p>会員は、次のいずれかに該当するカードについて、カードを利用不能な状態に切断のうえ破棄し、あるいは当社の指示により当社へ返却するものとします。なお、会員が適切に破棄せず、あるいは当社の指示に従わなかったことにより、カード事故または不正使用が発生した場合は、その責任は会員が負うものとします。</p> <p>①第２条（４）により更新カードが送達された場合の更新前のカード。</p> <p>②脱会等により会員資格を終了または喪失した場合の当該カード。</p> <p>③紛失したことによりカードの再発行を受けた後、発見した紛失カード。</p>
<p>第１９条（届出事項の変更等）</p> <p>（１）会員は、当社に届出た住所・氏名・電話番号・勤務先・職業・カード情報等の利用目的・指定口座等について変更があった場合には、当社所定の方法により、当社に届出するものとします。</p> <p>（２）会員は、（１）の住所・氏名の変更の届出を怠った場合、当社からの通知または送付書類等が延着または未到達となっても、当社が通常到達すべきときに到達したものとみなすことに異議がないものとします。ただし、（１）の住所・氏名の変更の届出を行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。</p> <p>（３）会員は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯罪収益移転防止法」といいます。）に定める外国政府等において重要な地位を占める者もしくはその家族に該当することとなった場合または過去に当該外国政府等において重要な地位を占める者であった場合は、その旨を当社に届け出るものとします。</p>	<p>第１８条（届出事項の変更等）</p> <p>（１）会員は、当社に届出た住所・氏名・電話番号・勤務先・職業・カード情報等の利用目的・指定口座等について変更があった場合には、当社所定の方法により、当社に届出するものとします。</p> <p>（２）会員は、（１）の住所・氏名の変更の届出を怠った場合、当社からの通知または送付書類等が延着または未到達となっても、当社が通常到達すべきときに到達したものとみなすことに異議がないものとします。ただし、（１）の住所・氏名の変更の届出を行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。</p> <p>（３）会員は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯罪収益移転防止法」といいます。）に定める外国政府等において重要な地位を占める者もしくはその家族に該当することとなった場合または過去に当該外国政府等において重要な地位を占める者であった場合は、その旨を当社に届出るものとします。</p>

<p>第 2 0 条（諸法令等の適用）</p> <p>（１）会員は、日本国外でのカード情報等の利用について、現在適用されている、または今後適用される外国為替および外国貿易に関する諸法令、諸規則等により許可証・証明書その他の書類を必要とする場合には、当社の要求に応じ、これを当社に提出するものとします。また、日本国外でのカード情報等の利用の制限あるいは停止に応じるものとします。</p> <p>（２）会員は、犯罪収益移転防止法に基づき、入会にあたり当社に対して、同法で定める運転免許証・パスポート等の本人確認書類（写しを含みます。）を提示もしくは提出するものとします。また、当社が本人確認（本契約締結後の住所確認のためも含みます。）のために住民票を取得することに同意します。なお、会員は、本人確認書類とカード入会申込書記載の氏名、生年月日、住所等が相違した場合、当社の求めに応じて追加の書類を提出するものとします。</p> <p>（３）会員は、当社がマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の防止、ならびに経済制裁および外国為替関係法令等の遵守のため、会員の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握することを目的として、提出期限を指定して各種確認や資料の提示または提出を求めた場合には、これに応じるものとします。</p> <p>（４）会員は、（１）もしくは（２）の定めに対応できなかった場合、（３）の各種確認や資料の提出の依頼に対する会員の対応、具体的な取引の内容、会員の説明内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁への抵触のおそれがあると判断した場合、または会員が第 1 9 条（３）に記載の者もしくはその家族に該当すると当社が判断した場合には、当社が入会を拒絶しまたはカード情報等の利用を制限もしくは停止する等の措置をとることを承諾するものとします。</p>	<p>第 1 9 条（諸法令等の適用）</p> <p>（１）会員は、日本国外でのカード情報等の利用について、現在適用されている、または今後適用される外国為替および外国貿易に関する諸法令、諸規則等により許可証・証明書その他の書類を必要とする場合には、当社の要求に応じ、これを当社に提出するものとします。また、日本国外でのカード情報等の利用の制限あるいは停止に応じるものとします。</p> <p>（２）会員は、犯罪収益移転防止法に基づき、入会にあたり当社に対して、同法で定める運転免許証・パスポート等の本人確認書類（写しを含みます。）を提示もしくは提出するものとします。また、当社が本人確認（カード契約締結後の住所確認のためも含みます。）のために住民票を取得することに同意します。なお、会員は、本人確認書類とカード入会申込書等に記載・入力した氏名、生年月日、住所等が相違した場合、当社の求めに応じて追加の書類を提出するものとします。</p> <p>（３）会員は、当社がマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の防止、ならびに経済制裁および外国為替関係法令等の遵守のため、会員の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握することを目的として、提出期限を指定して各種確認や資料の提示または提出を求めた場合には、これに応じるものとします。</p> <p>（４）会員は、（１）もしくは（２）の定めに対応できなかった場合、（３）の各種確認や資料の提出の依頼に対する会員の対応、具体的な取引の内容、会員の説明内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁への抵触のおそれがあると判断した場合、または会員が第 1 8 条（３）に記載の者もしくはその家族に該当すると当社が判断した場合には、当社が入会を拒絶しまたはカード情報等の利用を制限もしくは停止する等の措置をとることを承諾するものとします。</p>
<p>第 2 1 条（債権譲渡）</p> <p>会員は、当社が本規約に基づく債権および権利を第三者に担保提供し、または譲渡（信託を含む。）すること、および当社が譲渡した債権等を再び譲受けることを承諾するものとします。</p>	<p>第 2 0 条（債権譲渡）</p> <p>会員は、当社が本規約に基づく債権および権利を第三者に担保提供し、または譲渡（信託を含む。）すること、および当社が譲渡した債権等を再び譲受けることを承諾するものとします。</p>
<p>第 2 2 条（規約の変更）</p> <p>当社は、次のいずれかに該当する場合には、あらかじめ効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容および効力発生時期を当社ホームページ等で公表するほか、必要があるときはその他の相当な方法により会員に周知したうえで、本規約を変更することができるものとします。なお、本規約と相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。</p> <p>①変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。</p> <p>②変更の内容が本規約に係るカード利用の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし合理的なものであるとき。</p>	<p>第 2 1 条（規約の変更）</p> <p>当社は、次のいずれかに該当する場合には、あらかじめ効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容および効力発生時期を当社ホームページ等で公表するほか、必要があるときはその他の相当な方法により会員に周知したうえで、本規約を変更することができるものとします。なお、本規約と相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。</p> <p>①変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。</p> <p>②変更の内容が本規約に係るカード情報等の利用の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし合理的なものであるとき。</p>
<p>第 2 3 条（準拠法）</p> <p>会員と当社との諸契約に関する準拠法は、すべて日本の法律が適用されるものとします。</p>	<p>第 2 2 条（準拠法）</p> <p>会員と当社との諸契約に関する準拠法は、すべて日本の法律が適用されるものとします。</p>
<p>第 2 4 条（合意管轄裁判所）</p> <p>会員は、本規約について紛議が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、会員の住所地、購入地および当社の本社、各支店、各センター所在地を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。</p>	<p>第 2 3 条（合意管轄裁判所）</p> <p>会員は、本規約について紛議が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、会員の住所地、購入地および当社の本社、各支店、各センター所在地を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。</p>
<p>第 2 5 条（反社会的勢力の排除）</p> <p>（１）会員は、会員が、現在、次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。</p> <p>①暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下、これらを総称して「反社会的勢力」といいます）であること。</p> <p>②反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。</p> <p>③反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。</p> <p>④自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力</p>	<p>第 2 4 条（反社会的勢力の排除）</p> <p>（１）会員は、会員が、現在、次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。</p> <p>①暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下、これらを総称して「反社会的勢力」といいます）であること。</p> <p>②反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。</p> <p>③反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。</p> <p>④自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力</p>

<p>を利用していると認められる関係を有すること。</p> <p>⑤反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。</p> <p>⑥その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。</p> <p>（２）会員は、自らまたは第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。</p> <p>①暴力的な要求行為</p> <p>②法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為</p> <p>⑤その他前各号に準ずる行為</p> <p>（３）当社は、会員が（１）もしくは（２）の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本規約に基づくカード情報等の利用を一時的に停止することができるものとします。なお、カード情報等の利用を一時停止した場合には、会員は、当社が利用再開を認めるまでの間、カードを利用することができないものとします。</p> <p>（４）会員が（１）もしくは（２）のいずれかに該当した場合、または（１）もしくは（２）の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合のいずれかであって、当社とのカード契約を継続することが不適切であると当社が認める場合には、当社は、直ちに会員とのカード契約を解除することができるものとします。</p> <p>（５）（４）の規定の適用により、当社に損害等が生じた場合には、会員は、これを賠償する責任を負うものとします。また、（４）の規定の適用により会員に損害等が生じた場合であっても、会員は、当該損害等についての賠償を当社に請求できないものとします。</p> <p>（６）（４）の規定に基づきカード契約が解除された場合であっても、会員が当社に対する未払債務を完済するまでは、本規約の関連条項が適用されるものとします。</p>	<p>を利用していると認められる関係を有すること。</p> <p>⑤反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。</p> <p>⑥その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。</p> <p>（２）会員は、自らまたは第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。</p> <p>①暴力的な要求行為</p> <p>②法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為</p> <p>⑤その他前各号に準ずる行為</p> <p>（３）当社は、会員が（１）もしくは（２）の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本規約に基づくカード情報等の利用を一時的に停止することができるものとします。なお、カード情報等の利用を一時停止した場合には、会員は、当社が利用再開を認めるまでの間、カードを利用することができないものとします。</p> <p>（４）会員が（１）もしくは（２）のいずれかに該当した場合、または（１）もしくは（２）の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合のいずれかであって、当社とのカード契約を継続することが不適切であると当社が認める場合には、当社は、直ちに会員とのカード契約を解除することができるものとします。</p> <p>（５）（４）の規定の適用により、当社に損害等が生じた場合には、会員は、これを賠償する責任を負うものとします。また、（４）の規定の適用により会員に損害等が生じた場合であっても、会員は、当該損害等についての賠償を当社に請求できないものとします。</p> <p>（６）（４）の規定に基づきカード契約が解除された場合であっても、会員が当社に対する未払債務を完済するまでは、本規約の関連条項が適用されるものとします。</p>
<p>新規条文の追加</p>	<p>第 2 5 条（カスタマーハラスメント行為の禁止）</p> <p>（１）会員は、当社または当社の委託先・派遣元等の従業員等に対して、次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。</p> <p>①当社の提供する商品・サービスに契約内容の不適合・過失が認められないまたは関連性が認められない等、妥当性を欠く内容を執拗に要求する行為。</p> <p>②要求する内容の妥当性の有無を問わず、要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当な言動を行うなど、当社の業務が妨害されていると当社が判断した行為。</p> <p>③差別的、人格否定または性的な言動、迷惑行為、威迫・脅迫的な行為その他当社の従業員等の安全が害されるおそれがあると当社が判断した行為。</p> <p>④前各号の他、社会通念に照らして当社が不相当と判断した行為（暴行、脅迫、名誉毀損、侮辱等の違法な行為または暴言、長時間の拘束、不相当な過度の要求もしくは再三にわたる連絡等の不当な行為により当社の従業員等の就業環境を害することが認められる行為等）。</p> <p>（２）当社は、会員が(1)の何れかに該当する行為を行い、会員との信頼関係を維持することができない状態に至ったと当社が判断した場合は、第 1 6 条の規定を準用し、あらかじめまたは事後に通知することなく、カード情報等の利用を停止しまたは会員資格を喪失させることができるものとします。</p>
<p>第 2 6 条（カードショッピングの方法） 略</p>	<p>第 2 6 条（カードショッピングの方法） 略</p>
<p>第 2 6 条の 2（本人認証手続） 略</p>	<p>第 2 6 条の 2（本人認証手続） 略</p>
<p>第 2 7 条（カードショッピングの支払金の支払方法）</p> <p>（１）カードショッピングの支払金の支払方法は、翌月 1 回払い（締切日により当月 1 回払いとなる場合を含みます。）、元利定額返済リボルビング払い（以下、本条項において「リボルビング払い」といいます。）、回数指定分割払い、ボーナス併用回数指定分割払い、ボーナス一括払い、ボーナス二括払いのうち、会員がカードショッピングの際に指定した方法とします。ただし、会員が指定できる支払方法は当社または加盟店により下記表のとおりとします。なお、当社または日</p>	<p>第 2 7 条（カードショッピングの支払金の支払方法と支払額）</p> <p>（１）カードショッピングの支払金の支払方法は、翌月 1 回払い（締切日により当月 1 回払いとなる場合を含みます。）、元利定額返済リボルビング払い（以下、本条項において「リボルビング払い」といいます。）、回数指定分割払い、ボーナス併用回数指定分割払い、ボーナス一括払い、ボーナス二括払いのうち、会員がカードショッピングの際に指定した方法とします。ただし、会員が指定できる支払方法は当社または加盟店により下記表のとおりとします。なお、当社または日</p>

本国外の国際カードブランド加盟店でカードショッピングをする場合は、原則として翌月1回払いとします。カードショッピングの際に、会員が翌月1回払いを指定した場合において、後日、会員から申出があり、かつ当社がこれを認めた場合には、会員は、当該翌月1回払いの支払方法を、回数指定分割払いまたはリボルビング払いによる支払方法に変更することができるものとします。この場合、カードご利用日にさかのぼって変更後の支払方法の指定があったものとします。なお、会員が支払方法の指定をしなかった場合は、翌月1回払いとして取扱いするものとします。

ご利用先	日本国内	日本国外
当社 当社の加盟店	●翌月1回払い ●ボーナス一括払い ●ボーナス二括払い ●リボルビング払い ●回数指定分割払い ●ボーナス併用回数指定分割払い	
国際カードブランド加盟店	●翌月1回払い ●ボーナス一括払い ●ボーナス二括払い ●リボルビング払い ●回数指定分割払い	●翌月1回払い

※ご利用先によっては支払方法が限定されている場合があります。

※ボーナス（支払）月は原則、夏期6月、7月、8月、冬期12月、1月、2月から別途当社がそれぞれ想定した月となり、当社から通知されます。

（2）回数指定分割払いの場合

①回数指定分割払いの支払総額は、カードショッピングの利用代金と当該利用代金に別表1の手数料率を乗じた手数料とを加算した金額となります。また、分割支払金は、支払総額を支払回数で除した金額となります。ただし、分割支払金の単位は100円とし、端数が発生した場合は初回に算入するものとします。

（例）カードショッピングの利用代金 100,000円 10回払い（頭金なし）の場合

支払総額 100,000円+100,000円×6.00/100円=106,000円

②ボーナス併用回数指定分割払いのボーナス支払月は夏期と冬期の当社所定の支払月のうち、別途当社が指定した月とし、最初に到来したボーナス月より支払うものとします。また、ボーナス支払月の加算総額は、ボーナス併用回数指定分割払いを指定したカードショッピングの利用代金の50%以内とし、ボーナス併用回数で均等分割（ただし、ボーナス支払月の加算額は千円単位で均等分割できる金額とします。）し、その金額をボーナス支払月の均等支払額に加算して支払うものとします。なお、ボーナス併用回数指定分割払いの実質年率は別表1と異なる場合があります。

③会員が、当社の承認を得て、翌月1回払いの支払方法を回数指定分割払いに変更する場合、会員が利用できる支払回数および手数料率は別表1と異なる場合があります。詳細は当社ホームページ（<https://www.aplus.co.jp/>）でご確認ください。

（3）リボルビング払いの場合

①会員は、弁済金として、会員がカード申込時にあらかじめ当社と取り決めた金額を支払うものとし、弁済金にはカードショッピングの利用代金と、締切日時点の累積利用代金残高に当社所定の手数料率を乗じた手数料を含むものとします。ただし、累積利用代金残高に当社所定の手数料率を乗じた手数料を加えた金額が月々の弁済金以下となる場合には、会員はその総額を支払うものとします。なお、手数料は、1年を12ヶ月として月割り計算により算出されるものとしますが、カードご利用日から最初の約定返済日までの手数料は、法令で定める範囲を上限として日割り計算により算出されるものとします。

（例1）累積利用代金残高50,000円 弁済金10,000円

当社所定の手数料率が実質年率18.00の場合

（弁済金の内訳●手数料 50,000円×1.50%=750円 ●利用代金充当額 10,000円-750円=9,250円）

（例2）累積利用代金残高50,000円 弁済金10,000円

当社所定の手数料率が実質年率15.00%の場合

（弁済金の内訳●手数料50,000円×1.25%=625円 ●利用代金充当額10,000円-625円=9,375円）

本国外の国際カードブランド加盟店でカードショッピングをする場合は、原則として翌月1回払いとします。カードショッピングの際に、会員が翌月1回払いを指定した場合において、後日、会員から申出があり、かつ当社がこれを認めた場合には、会員は、当該翌月1回払いの支払方法を、回数指定分割払いまたはリボルビング払いによる支払方法に変更することができるものとします。この場合、カードご利用日にさかのぼって変更後の支払方法の指定があったものとします。なお、会員が支払方法の指定をしなかった場合は、翌月1回払いとして取扱いするものとします。

ご利用先	日本国内	日本国外
当社 当社の加盟店	●翌月1回払い ●ボーナス一括払い ●ボーナス二括払い ●リボルビング払い ●回数指定分割払い ●ボーナス併用回数指定分割払い	
国際カードブランド加盟店	●翌月1回払い ●ボーナス一括払い ●ボーナス二括払い ●リボルビング払い ●回数指定分割払い	●翌月1回払い

※ご利用先によっては支払方法が限定されている場合があります。

※ボーナス（支払）月は原則、夏期6月、7月、8月、冬期12月、1月、2月から別途当社がそれぞれ**指定**した月となり、当社から通知されます。

（2）回数指定分割払いの場合

①回数指定分割払いの支払総額は、カードショッピングの利用代金と当該利用代金に別表1の手数料率を乗じた手数料とを加算した金額となります。また、分割支払金は、支払総額を支払回数で除した金額となります。ただし、分割支払金の単位は100円とし、端数が発生した場合は初回に算入するものとします。

（例）カードショッピングの利用代金 100,000円 10回払い（頭金なし）の場合

支払総額 100,000円+100,000円×6.00/100円=106,000円

②ボーナス併用回数指定分割払いのボーナス支払月は夏期と冬期の当社所定の支払月のうち、別途当社が指定した月とし、最初に到来したボーナス月より支払うものとします。また、ボーナス支払月の加算総額は、ボーナス併用回数指定分割払いを指定したカードショッピングの利用代金の50%以内とし、ボーナス併用回数で均等分割（ただし、ボーナス支払月の加算額は千円単位で均等分割できる金額とします。）し、その金額をボーナス支払月の均等支払額に加算して支払うものとします。なお、ボーナス併用回数指定分割払いの実質年率は別表1と異なる場合があります。

③会員が、当社の承認を得て、翌月1回払いの支払方法を回数指定分割払いに変更する場合、会員が利用できる支払回数および手数料率は別表1と異なる場合があります。詳細は当社ホームページ（<https://www.aplus.co.jp/>）でご確認ください。

（3）リボルビング払いの場合

①会員は、弁済金として、会員がカード申込時にあらかじめ当社と取り決めた金額を支払うものとし、弁済金にはカードショッピングの利用代金と、締切日時点の累積利用代金残高に当社所定の手数料率を乗じた手数料を含むものとします。ただし、累積利用代金残高に当社所定の手数料率を乗じた手数料を加えた金額が月々の弁済金以下となる場合には、会員はその総額を支払うものとします。なお、手数料は、1年を12ヶ月として月割り計算により算出されるものとしますが、カードご利用日から最初の約定返済日までの手数料は、法令で定める範囲を上限として日割り計算により算出されるものとします。

（例1）累積利用代金残高50,000円 弁済金10,000円

当社所定の手数料率が実質年率18.00の場合

（弁済金の内訳●手数料 50,000円×1.50%=750円 ●利用代金充当額 10,000円-750円=9,250円）

（例2）累積利用代金残高50,000円 弁済金10,000円

当社所定の手数料率が実質年率15.00%の場合

（弁済金の内訳●手数料50,000円×1.25%=625円 ●利用代金充当額10,000円-625円=9,375円）

<p>②リボルビング払いのボーナス加算を当社に届出ている場合は、ボーナス加算月は夏期と冬期の当社所定の支払月のうち、別途当社が指定した月とし、最初に到来したボーナス月より支払うものとします。なお、会員は当社所定の方法により、当社の定める範囲においてボーナス加算月を変更できるものとします。また、ボーナス加算額は、あらかじめ当社に届出た金額とし、ボーナス月の弁済金に加算して支払うものとします。</p> <p>(4) ボーナス一括払い・ボーナス二括払いの場合</p> <p>①ボーナス一括払いの支払月は夏期と冬期の当社所定の支払月のうち、別途当社が指定した月とします。なお、取扱期間は当社所定の期間とし、会員は、ボーナス支払月にカードショッピングの支払金を一括して支払うものとします。この場合、手数料はいただきません。</p> <p>②ボーナス二括払いの支払月は夏期と冬期の当社所定の支払月のうち、別途当社が指定した月の組み合わせとします。なお、取扱期間は当社所定の期間とし、会員は、ボーナス支払月にカードショッピングの支払金を最初に到来したボーナス月より分割して支払うものとします。この場合、手数料はいただきません。</p> <p>(5) 手数料率は、金融情勢等の変動により改定させていただくことがあります。第22条の規定により、当社が手数料率の変更を通知または公表した後は、改定後の手数料率（通知または公表した時点で累積利用代金残高がある場合は、当該残高については改定前の手数料率）が適用されることに会員は異議ないものとします。</p> <p>(6) 一部の加盟店においては、支払方法、支払回数および手数料率が異なる場合があります。また、リボルビング払い、回数指定分割払い、ボーナス併用回数指定分割払い、ボーナス一括払い、およびボーナス二括払いについてもお取扱いがない場合があります。</p>	<p>②リボルビング払いのボーナス加算を当社に届出ている場合は、ボーナス加算月は夏期と冬期の当社所定の支払月のうち、別途当社が指定した月とし、最初に到来したボーナス月より支払うものとします。なお、会員は当社所定の方法により、当社の定める範囲においてボーナス加算月を変更できるものとします。また、ボーナス加算額は、あらかじめ当社に届出た金額とし、ボーナス月の弁済金に加算して支払うものとします。</p> <p>(4) ボーナス一括払い・ボーナス二括払いの場合</p> <p>①ボーナス一括払いの支払月は夏期と冬期の当社所定の支払月のうち、別途当社が指定した月とします。なお、取扱期間は当社所定の期間とし、会員は、ボーナス支払月にカードショッピングの支払金を一括して支払うものとします。この場合、手数料はいただきません。</p> <p>②ボーナス二括払いの支払月は夏期と冬期の当社所定の支払月のうち、別途当社が指定した月の組み合わせとします。なお、取扱期間は当社所定の期間とし、会員は、ボーナス支払月にカードショッピングの支払金を最初に到来したボーナス月より分割して支払うものとします。この場合、手数料はいただきません。</p> <p>(5) 手数料率は、金融情勢等の変動により改定させていただくことがあります。第21条の規定により、当社が手数料率の変更を通知または公表した後は、改定後の手数料率（通知または公表した時点で累積利用代金残高がある場合は、当該残高については改定前の手数料率）が適用されることに会員は異議ないものとします。</p> <p>(6) 一部の加盟店においては、支払方法、支払回数および手数料率が異なる場合があります。また、リボルビング払い、回数指定分割払い、ボーナス併用回数指定分割払い、ボーナス一括払い、およびボーナス二括払いについてもお取扱いがない場合があります。</p>
<p>第28条（遅延損害金） 略</p>	<p>第28条（遅延損害金） 略</p>
<p>第29条（早期完済の特約） 略</p>	<p>第29条（早期完済の特約） 略</p>
<p>第30条（見本・カタログ等と現物の相違） 略</p>	<p>第30条（見本・カタログ等と現物の相違） 略</p>
<p>第30条の2（加盟店との紛議） 略</p>	<p>第30条の2（加盟店との紛議） 略</p>
<p>第31条（支払停止の抗弁）</p> <p>(1) 会員は、包括信用購入あっせんに係るカードショッピングにより購入した商品、割賦販売法に定める指定権利または提供を受けた役務(以下「商品等」といいます。)について次のいずれかの事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品等に関して、当社に対する支払いを停止することができるものとします。</p> <p>①商品の引渡し、指定権利の移転または役務の提供がなされないこと。</p> <p>②商品に破損・汚損・故障等があること。</p> <p>③その他商品等の種類、品質または数量等が売買契約の内容と適合しない等、加盟店に対して生じている事由があること。</p> <p>(2) 当社は、会員が(1)の支払いの停止を行う旨を当社に申出たときは、直ちに所要の手続きを取るものとします。</p> <p>(3) 会員は、(2)の申出をするときは、あらかじめ上記の事由の解消のため、加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。</p> <p>(4) 会員は、(2)の申出をしたときは、速やかに上記の事由を記載した書面(資料があるときは資料添付のこと。)を当社に提出するよう努めるものとします。また、当社が上記の事由について調査する必要があるときは、会員はその調査に協力するものとします。</p> <p>(5) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、会員は支払いを停止することができないものとします。</p> <p>①支払方法が翌月1回払いのとき。</p> <p>②回数指定分割払い、ボーナス併用回数指定分割払いまたはボーナス一括払いまたはボーナス二括払いの場合での場合で1回のカード利用に係る支払総額が4万円に満たないとき。</p> <p>③リボルビング払いの場合で1回のカード利用に係る現金価格が3万8千円に満たないとき。</p> <p>④カードショッピングの目的・内容が会員にとって営業のためのものであるなど割賦販売法第35条の3の60第1項に</p>	<p>第31条（支払停止の抗弁）</p> <p>(1) 会員は、包括信用購入あっせんに係るカードショッピングにより購入した商品、割賦販売法に定める指定権利または提供を受けた役務(以下「商品等」といいます。)について次のいずれかの事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品等に関して、当社に対する支払いを停止することができるものとします。</p> <p>①商品の引渡し、指定権利の移転または役務の提供がなされないこと。</p> <p>②商品に破損・汚損・故障等があること。</p> <p>③その他商品等の種類、品質または数量等が売買契約の内容と適合しない等、加盟店に対して生じている事由があること。</p> <p>(2) 当社は、会員が(1)の支払いの停止を行う旨を当社に申出たときは、直ちに所要の手続きを取るものとします。</p> <p>(3) 会員は、(2)の申出をするときは、あらかじめ上記の事由の解消のため、加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。</p> <p>(4) 会員は、(2)の申出をしたときは、速やかに上記の事由を記載した書面(資料があるときは資料添付のこと。)を当社に提出するよう努めるものとします。また、当社が上記の事由について調査する必要があるときは、会員はその調査に協力するものとします。</p> <p>(5) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、会員は支払いを停止することができないものとします。</p> <p>①支払方法が翌月1回払いのとき。</p> <p>②回数指定分割払い、ボーナス併用回数指定分割払いまたはボーナス一括払いまたはボーナス二括払いの場合での場合で1回のカード利用に係る支払総額が4万円に満たないとき。</p> <p>③リボルビング払いの場合で1回のカード情報等の利用に係る現金価格が3万8千円に満たないとき。</p> <p>④カードショッピングの目的・内容が会員にとって営業のためのものであるなど割賦販売法第35条の3の60第1項に</p>

<p>該当するとき。</p> <p>⑤当社の承諾なしに、売買契約の合意解除、加盟店に対するカードショッピングの支払金の支払い、その他当社の債権を侵害する行為をしたとき。</p> <p>⑥会員による支払いの停止が信義に反すると認められるとき。</p> <p>⑦本条（１）①から③の事由が会員の責に帰すべきとき。</p> <p>（６）会員は、当社がカードショッピングの支払金の残額から（１）による支払いの停止額に相当する額を控除して請求したときは、控除後のカードショッピングの支払金について支払いを継続するものとします。</p>	<p>該当するとき。</p> <p>⑤当社の承諾なしに、売買契約の合意解除、加盟店に対するカードショッピングの支払金の支払い、その他当社の債権を侵害する行為をしたとき。</p> <p>⑥会員による支払いの停止が信義に反すると認められるとき。</p> <p>⑦本条（１）①から③の事由が会員の責に帰すべきとき。</p> <p>（６）会員は、当社がカードショッピングの支払金の残額から（１）による支払いの停止額に相当する額を控除して請求したときは、控除後のカードショッピングの支払金について支払いを継続するものとします。</p>
<p>第 3 2 条（カードキャッシングの利用方法）</p> <p>（１）会員は、次のいずれかの方法により、カードキャッシングをすることができるものとします。なお、カードキャッシングによる融資金は 1 万円単位（ただし、日本国外での融資金は国際カードブランドまたは当社が指定する現地通貨単位）とします。</p> <p>①会員が、当社所定のキャッシュディスペンサー（現金自動貸付機）または当社と提携した金融機関の A T M（現金自動預払機）を利用した場合。</p> <p>②会員が、当社の指定する窓口に電話で申し込んだ場合。</p> <p>③会員が、国際カードブランドと提携した日本国外の取扱金融機関等で所定の手続きをした場合。</p> <p>④その他当社の指定する方法による場合。</p> <p>（２）（１）②④の場合において、当社が振込にて融資を行う場合は、第 9 条に定める会員の指定口座に振込むものとします。</p> <p>（３）会員は、キャッシング利用可能枠の範囲内で繰り返しカードキャッシングをご利用いただけます。なお、ご利用やご返済により返済の期間・回数・総支払額は変動します。</p> <p>（４）本人会員は、家族会員が自己のカードを使用してカードキャッシングを受けた場合は、第 1 条（３）（４）に基づき、本人会員の代理人として融資金を受領したものとし、本人会員が当社より融資を受けたものとして取扱われることを承諾します。</p>	<p>第 3 2 条（カードキャッシングの利用方法）</p> <p>（１）会員は、次のいずれかの方法により、カードキャッシングをすることができるものとします。なお、カードキャッシングによる融資金は 1 万円単位（ただし、日本国外での融資金は国際カードブランドまたは当社が指定する現地通貨単位）とします。</p> <p>①会員が、当社所定のキャッシュディスペンサー（現金自動貸付機）または当社と提携した金融機関の A T M（現金自動預払機）を利用する方法。</p> <p>②会員が、当社の指定する窓口に電話で申込む方法。</p> <p>③会員が、国際カードブランドと提携した日本国外の取扱金融機関等で所定の手続きをする方法。</p> <p>④その他当社の指定する方法。</p> <p>（２）（１）②④の場合において、当社が振込にて融資を行う場合は、第 8 条に定める会員の指定口座に振込むものとします。</p> <p>（３）会員は、キャッシング利用可能枠の範囲内で繰り返しカードキャッシングをすることができるものとします。なお、新規のカードキャッシングまたはご返済により返済の期間・回数・総支払額は変動します。</p> <p>（４）本人会員は、家族会員が自己のカードを使用してカードキャッシングを受けた場合は、第 1 条（３）（４）に基づき、本人会員の代理人として融資金を受領したものとし、本人会員が当社より融資を受けたものとして取扱われることを承諾します。</p>
<p>第 3 3 条（取引内容に係る書面の交付）</p> <p>（１）会員がカードキャッシングを利用した場合、貸金業法第 1 7 条第 1 項に基づき、ご利用の都度、利用内容を明らかにした書面（以下「貸金業法第 1 7 条 1 項書面」といいます。）を会員の届出住所へ郵送にて通知します。なお、貸金業法第 1 7 条 1 項書面に記載された返済期間、返済回数、返済期日および返済金額は、書面交付後に会員が新規の利用または返済をした場合は、当然に変動します。</p> <p>（２）会員は、当社が次の各号に従い、一定期間における貸付と返済の内容その他の取引の状況を記載した書面（以下「マンスリーステートメント」といいます。）を交付することを承諾します。なお、マンスリーステートメントについては、次の各号のいずれかのみを実施することがあるものとします。</p> <p>①貸金業法第 1 7 条 1 項書面に代えて、貸金業法第 1 7 条第 6 項に基づき交付する書面</p> <p>②貸金業法第 1 8 条第 1 項に基づき交付する書面に代えて、貸金業法第 1 8 条第 3 項に基づき交付する書面</p> <p>（３）会員は、会員の求めた場合であって、会員と当社との間で必要な手続きが完了している場合には、当社が次の各号の書類を電磁的方法により交付することを承諾します。</p> <p>①貸金業法第 1 7 条 1 項書面</p> <p>②貸金業法第 1 8 条第 1 項に基づき交付する書面</p> <p>③マンスリーステートメント</p> <p>（４）（２）（３）については、当社において取扱可能となったときに、実施時期等の必要事項を会員に対して通知し、あるいは公表します。</p>	<p>第 3 3 条（取引内容に係る書面の交付）</p> <p>（１）会員がカードキャッシングをした場合、当社は、貸金業法第 1 7 条第 1 項に基づき、カードキャッシングの都度、当該カードキャッシングの内容を明らかにした書面（以下「貸金業法第 1 7 条 1 項書面」といいます。）を交付し、会員の届出住所へ郵送します。なお、貸金業法第 1 7 条 1 項書面に記載された返済期間、返済回数、返済期日および返済金額は、書面交付後に会員が新規のカードキャッシングまたは返済をした場合は、当然に変動します。</p> <p>（２）会員は、当社が次の各号に従い、一定期間における貸付と返済の内容その他の取引の状況を記載した書面（以下「マンスリーステートメント」といいます。）を交付することを承諾するものとします。なお、マンスリーステートメントについては、次の各号のいずれかのみを実施することがあります。</p> <p>①貸金業法第 1 7 条 1 項書面に代えて、貸金業法第 1 7 条第 6 項に基づき交付する書面</p> <p>②貸金業法第 1 8 条第 1 項に基づき交付する書面に代えて、貸金業法第 1 8 条第 3 項に基づき交付する書面</p> <p>（３）会員は、会員の求めた場合であって、会員と当社との間で必要な手続きが完了している場合には、当社が次の各号の書類を電磁的方法により交付することを承諾するものとします。</p> <p>①貸金業法第 1 7 条 1 項書面</p> <p>②貸金業法第 1 8 条第 1 項に基づき交付する書面</p> <p>③マンスリーステートメント</p> <p>（４）（２）（３）については、当社において取扱可能となったときに、実施時期等の必要事項を会員に対して通知し、あるいは公表します。</p>
<p>第 3 4 条（カードキャッシングの返済金の返済方法）</p> <p>（１）カードキャッシングの返済金の返済方法は、一括返済、元金定額リボルビング返済（以下、本条において「リボル</p>	<p>第 3 4 条（カードキャッシングの返済金の返済方式と返済額）</p> <p>（１）カードキャッシングの返済金の返済方式は、一括返済方式および元金定額リボルビング方式（以下「リボルビング</p>

ピング返済」といいます。)のうち、会員がカードキャッシングの際に指定した方法とします。なお、日本国外でカードキャッシングを利用する場合の返済方法は、原則として一括返済のみとします。ただし、後日、会員から申出があり、かつ当社がこれを認めた場合には、会員はリボルピング返済による返済方法を指定することができるものとします。

(2) 会員の当社に対するカードキャッシングの返済金の返済額は次の各号のとおりとします。

①一括返済の場合

締切日の融資残高に利息を加算した金額を約定返済日(返済期日、以下同じ。)に返済するものとします。利息は、融資金に対して、融資日の翌日から約定返済日までの期間に当社所定の利率(1年365日とする日割計算。閏年は366日とする日割計算、以下同じ。)を乗じた額とします。

②リボルピング返済の場合

月々のカードキャッシングの返済金は、会員があらかじめ当社と取り決めた金額に利息を加算した金額(以下「弁済金」といいます。)を毎月約定返済日に返済するものとします。利息は、前回の約定返済日における融資残高に対して、前回の約定返済日の翌日から今回の約定返済日までの期間に当社所定の利率を乗じた額とします。なお、新規のご利用分については、融資日の翌日から当該ご利用分に係る初回返済日までの期間に当社所定の利率を乗じた額とします。

③リボルピング返済のボーナス加算を当社に届出ている場合は、ボーナス加算月は夏期8月、冬期12月とし、最初に到来したボーナス月より返済するものとします。また、ボーナス加算額は、会員があらかじめ当社と取り決めた金額(1万円単位)とし、通常月の弁済金に加算するものとします。

④当月のリボルピング返済(ボーナス加算も含む。)による返済金が、弁済金より少額である場合は、当該返済金が当月の弁済金となります。

(3) 利率は金融情勢等の変動により改定させていただくことがあります。また、第22条の規定により、当社が利率の変更を通知または公表した後は、その時点におけるカードキャッシングの融資残高に対しても改定後の利率が適用されることに会員は異議ないものとします。

(4) ①会員は、融資を受けた際に指定した返済方法による返済期日以前においても、カードキャッシングの返済金の返済(以下「事前返済」といいます。)を行うことができるものとします。

②会員が当社へ事前返済を事前返済日の前日までに申出た場合には、当社は、一括返済の場合は融資日の翌日、リボルピング返済の場合は前回の返済日の翌日から事前返済日までの間を借入日数として、日割計算により事前返済に係る利息を算出するものとします。

③当社は、会員が事前返済を行った場合において、当該返済金のうち利息相当分が約定利息額を超えているときは、会員に対し、当社所定の時期に次のいずれかの方法により超過額を返還するものとし、会員は、これを承諾するものとします。

(イ) 会員が返済方法として指定した口座振替の振替口座へ返金して返還する。

(ロ) 当社が上記(イ)の方法を採りえない場合に、または、超過金が500円以下の場合において、上記(イ)に代えて超過分相当額の郵便小為替等を送付する。

(ハ) 事前返済の後においても融資残高がある場合に返済後の元本に充当する。

新規条文の追加

方式」といいます。)のうち、会員がカードキャッシングの際に指定した方式とします。なお、日本国外でカードキャッシングをする場合の返済方式は、原則として一括返済方式のみとします。ただし、後日、会員から申出があり、かつ当社がこれを認めた場合には、会員はリボルピング方式を指定することができるものとします。

(2) 会員の当社に対するカードキャッシングの返済金の返済額は、次の各号のとおりとします。

①一括返済方式の場合

締切日の融資残高に利息を加算した金額とします。利息は、融資金に対して、融資日の翌日から約定返済日までの期間に当社所定の利率(1年365日とする日割計算。閏年は366日とする日割計算、以下同じ。)を乗じた額とします。

②リボルピング方式の場合

月々のカードキャッシングの返済金は、会員があらかじめ当社と取り決めた金額に利息を加算した金額(以下「弁済金」といいます。)とし、当月の返済金が弁済金より少額である場合は、当該返済金が当月の弁済金となります。利息は、前回の約定返済日における融資残高に対して、前回の約定返済日の翌日から今回の約定返済日までの期間に当社所定の利率を乗じた額とします。なお、新規のカードキャッシングの利息については、融資日の翌日から初回約定返済日までの期間に当社所定の利率を乗じた額とします。また、ボーナス加算を当社に届出ている場合は、ボーナス加算額は、会員があらかじめ当社と取り決めた金額(1万円単位)とし、最初に到来したボーナス加算月(夏期8月、冬期12月)より弁済金に加算して返済するものとします。

(3) 当社は、金融情勢等の変動により利率を改定することがあります。第21条の規定により、当社が利率の変更を通知または公表した後は、その時点におけるカードキャッシングの融資残高に対しても改定後の利率が適用されることに会員は異議ないものとします。

第35条(期日前返済)

(1) 会員は、カードキャッシングの際に指定した返済方式による返済期日以前においても、カードキャッシングの返済金の返済(以下「事前返済」といいます。)を行うことができるものとします。

(2) 会員が当社へ事前返済を事前返済日の前日までに申出た場合には、当社は、一括返済方式の場合は融資日の翌日、リボルピング方式の場合は前回の約定返済日の翌日から事前返済日までの間を借入日数として、日割計算により事前返済に係る利息を算出するものとします。

(3) 当社は、会員が事前返済を行った場合において、当該返済金のうち利息相当分が約定利息額を超えているときは、会員に対し、当社所定の時期に次のいずれかの方法により超過額を返還するものとし、会員は、これを承諾するものとします。

- ①会員が返済方法として指定した口座振替の振替口座へ返金して返還する方法。
- ②当社が上記①の方法を採りえない場合に、または、超過金が500円以下の場合において、上記①に代えて超過分相当額の郵便小為替等を送付する方法。
- ③事前返済の後においても融資残高がある場合に返済後の元本に充当する方法。

第35条（遅延損害金）
 会員が、月々のカードキャッシングの返済金の返済を遅滞したときは、遅滞した金額に対して返済期日の翌日より返済日に至るまで年20.00%、また、期限の利益喪失の場合は、未払債務（元金分）に対して期限の利益喪失の日より完済の日に至るまで実質年率20.00%を乗じた額の遅延損害金を当社に支払うものとします。

第36条（遅延損害金）
 会員が、月々のカードキャッシングの返済金の返済を遅滞したときは、遅滞した金額に対して返済期日の翌日より返済日に至るまで年20.00%、また、期限の利益喪失の場合は、未払債務（元金分）に対して期限の利益喪失の日より完済の日に至るまで実質年率20.00%を乗じた額の遅延損害金を当社に支払うものとします。

第36条（利息制限法との関係）
 カードキャッシングにおける貸付利息が利息制限法第1条第1項に規定する利率を超える場合は、会員は、超過部分について支払義務を負いません。

第37条（利息制限法との関係）
 カードキャッシングにおける貸付利息が利息制限法第1条第1項に規定する利率を超える場合は、会員は、超過部分について支払義務を負いません。

第37条（貸付の契約に係る勧誘）
 会員は、当社が会員に対して貸付の契約に係る勧誘を行うことに同意します。なお、会員は、勧誘について承諾しない（勧誘の一部に対する場合を含む。）場合は、当社にその旨を申出るものとします。

第38条（貸付の契約に係る勧誘）
 会員は、当社が会員に対して貸付の契約に係る勧誘を行うことに同意します。なお、会員は、勧誘について承諾しない（勧誘の一部に対する場合を含む。）場合は、当社にその旨を申出るものとします。

【貸金業務に係る指定紛争解決機関】日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

【貸金業務に係る指定紛争解決機関】日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

<別表1>
 翌月1回払い、回数指定分割払い、ボーナス一括払い、ボーナス二括払い、ボーナス併用回数指定分割払いを指定した場合の支払回数、支払期間、分割払手数料（実質年率）は下記のとおりとなります。ただし、ボーナス併用回数指定分割払いの場合、実質年率が下記と異なる場合があります。

<別表1>
 翌月1回払い、回数指定分割払い、ボーナス一括払い、ボーナス二括払い、ボーナス併用回数指定分割払いを指定した場合の支払回数、支払期間、分割払手数料（実質年率）は下記のとおりとなります。ただし、ボーナス併用回数指定分割払いの場合、実質年率が下記と異なる場合があります。

支払回数(回)	1	2	3	6	10	12	15	18	20	24	ボーナス一括・二括
支払期間(ヶ月)	1~2	2~3	3~4	6~7	10~11	12~13	15~16	18~19	20~21	24~25	-
分割払手数料率(実質年率)(%)	-	-	10.76	12.23	12.88	13.03	13.16	13.23	13.25	13.27	-
利用代金100円あたりの手数料額(円)	0	0	1.80	3.60	6.00	7.20	9.00	10.80	12.00	14.40	0

支払回数(回)	1	2	3	6	10	12	15	18	20	24	ボーナス一括・二括
支払期間(ヶ月)	1~2	2~3	3~4	6~7	10~11	12~13	15~16	18~19	20~21	24~25	-
分割払手数料率(実質年率)(%)	-	-	10.76	12.23	12.88	13.03	13.16	13.23	13.25	13.27	-
利用代金100円あたりの手数料額(円)	0	0	1.80	3.60	6.00	7.20	9.00	10.80	12.00	14.40	0

※ 支払回数はご利用先により相違する場合がございます。
 ※ 「翌月1回払い」には締切日により当月1回払いとなる場合を含みます。

※ 支払回数はご利用先により相違する場合がございます。
 ※ 「翌月1回払い」には締切日により当月1回払いとなる場合を含みます。

<個人情報の取扱いに関する同意条項>

<個人情報の取扱いに関する同意条項>

第1条（個人情報の収集・利用の同意） 略

第1条（個人情報の収集・利用の同意） 略

第2条（個人情報の与信関連業務以外の利用・提供の同意） 略

第2条（個人情報の与信関連業務以外の利用・提供の同意） 略

第3条（SBI新生銀行グループにおける共同利用） 略

第3条（SBI新生銀行グループにおける共同利用） 略

第4条（個人信用情報機関への登録・利用の同意）

第4条（信用情報機関が保有する信用情報の利用および信用情報機関への信用情報の提供）

（1）会員は、当社が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者。以下「加盟機関」といいます。）および加盟機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携機関」といいます。）に照会し、会員および当該会員の配偶者（配偶者合算貸付契約の申込みまたは締結をし、当該契約に係る情報が登録されている配偶者に限る。以下同じ。）の個人情報（加盟機関の加盟会員によって登録される情報、貸金業協会から登録を依頼された情報、官報情報など加盟機関が独自に収集・登録する情報を含む。）が登録されている場合には、会員の支払能力・返済能力の調査の目的に限り、それを利用することに同意します。

1. 信用情報機関が保有する信用情報の利用に関する同意
 会員は、下記の事項に同意します。
 ①当社は、会員の本人を特定するための情報（氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所、等）を、当社が加盟する信用情報機関（注）およびこれと提携する信用情報機関（以下、「提携信用情報機関」といいます。）に提供し、会員に関する信用情報（3.（1）に定める情報をいいます。以下同じ。）をこれら信用情報機関に照会します。

（2）会員は、本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、加盟機関に下表に定める期間登録され、加盟機関および提携機関の加盟会員により、会員の支払能力・返済能力に関する調査（与信判断のほか与信後の管理を含む。以下同じ。）の目的に限り、利用されることに同意します。

②上記①の照会により、これら信用情報機関に会員および当該会員の配偶者の信用情報が登録されている場合は、当該信用情報の提供を受け、会員の支払能力・返済能力の調査のために利用します。
 （注）個人の支払能力・返済能力に関する信用情報を、当該機関に加盟する事業者（以下「加盟事業者」といいます。）に提供することを業とするものをいいます。

（3）会員は、本契約について支払停止の抗弁の申出を行った場合には、その旨が加盟機関にその抗弁に関する調査期間中登録され、加盟機関および提携機関の加盟会員に提供されることに同意します。

2. 信用情報機関への信用情報の提供に関する同意

(4) 加盟機関の名称・住所・問い合わせ電話番号は以下のとおりです。なお、当社が本契約期間中に新たに個人情報機関に加盟し、会員の個人情報を登録・利用する場合は、別途書面により通知し、同意を得るものとします。

【加盟機関の名称・住所・電話番号と登録される情報および登録期間】

名称：株式会社シー・アイ・シー（略称C I C） ※割賦販売法および貸金業法に基づく指定信用情報機関

住所：〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階

電話番号：0570-666-414

URL：https://www.cic.co.jp/

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の本人情報	下記のいずれかが登録されている期間
本契約に係る申込みをした事実	当社が信用情報を照会した日より6ヶ月間
本契約に関する客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後5年以内
債務の支払いを延滞等した事実	契約期間中および契約終了後5年間

加盟機関へ登録する情報は、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等の本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、貸付日、契約額または利用可能枠、貸付額、保証額、商品名およびその数量・回数・期間、支払回数等の契約内容に関する情報、および入金日、入金予定日、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等の支払状況に関する情報の全部または一部となります。また、これらの項目以外に、本人確認資料の紛失・盗難・与信自粛申出等の本人申告情報が登録されます。

(5) 提携機関の名称・住所・電話番号は以下のとおりです。

①名称：株式会社日本信用情報機構（略称 J I C C）

住所：〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館

電話番号：0570-0555-955

URL：https://www.jicc.co.jp

②名称：全国銀行個人信用情報センター（略称 K S C）

住所：〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

電話番号：03-3214-5020

URL：https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/

※各個人信用情報機関の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の各個人信用情報機関が開設しているホームページをご覧ください。

会員は、下記の事項に同意します。

①当社は、会員に係る本契約に基づく下表に定める信用情報を、当社が加盟する信用情報機関に提供します。これらの信用情報は、当該信用情報機関において下表に定める期間保有され、3. に記載のとおり利用されます。

当社が提供する信用情報	提供先：株式会社シー・アイ・シー
本契約の申込みに係る事実(本人を特定するための情報および申込みの事実)	当社が信用情報機関に照会した日から6ヶ月間
本契約に係る事実(本人を特定するための情報および本契約に係る客観的な取引事実)	契約期間中および契約終了後5年以内
上記、本契約に係る事実(債務の支払いを延滞した事実が含まれる場合)	契約期間中および契約終了後5年以内

②上記①により、当社が提供する信用情報は下記のとおりです。

a.株式会社シー・アイ・シー

会員の本人を特定するための情報（氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所、勤務先、勤務先電話番号、等）。

申込・契約内容に係る情報（契約の種類、申込日、契約日、契約額、貸付額、商品名およびその数量／回数／期間、支払回数、等）。支払い等に係る情報（請求額、入金額、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報、等）。

3. 信用情報機関による信用情報の利用および加盟事業者に対する提供に関する同意

会員は、当社が加盟する信用情報機関が、当該機関および提携信用情報機関の加盟事業者による会員の支払能力・返済能力の調査に資することを目的に、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、および加盟事業者に提供することに同意します。

(1) 信用情報機関が保有する信用情報

当社が加盟する信用情報機関は、下記の信用情報を保有します。

①上記2. ①により、当社を含め、信用情報機関の加盟事業者から提供を受けた情報

②信用情報機関が収集した①以外の情報

③信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報

(2) 信用情報機関による信用情報の利用

当社が加盟する信用情報機関は、保有する信用情報を下記のとおり利用します。

①信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他信用情報機関の業務を適切に実施するための処理

②信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出

(3) 信用情報機関による加盟事業者に対する信用情報の提供

当社が加盟する信用情報機関は、信用情報((1) ①②③)を加盟事業者へ提供します。また、信用情報((1) ①)を、提携信用情報機関を通じてその加盟事業者へ提供します。

4. 当社が加盟する信用情報機関およびその提携信用情報機関

(1) 当社が加盟する信用情報機関の名称等

当社が加盟する信用情報機関の名称、問い合わせ電話番号は下記のとおりです。

名称：株式会社シー・アイ・シー（略称C I C）※割賦販売法および貸金業法に基づく指定信用情報機関

電話番号：0570-666-414

URL：https://www.cic.co.jp/

※株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟事業者名、信用情報の利用目的および利用方法、同社が実施する「クレジット・ガイダンス」については、上記の同社のホームページをご覧ください。

(2) 提携信用情報機関の名称等

提携信用情報機関の名称、問い合わせ電話番号は、下記のとおりです。

①名称：株式会社日本信用情報機構（略称 J I C C）

	<p>電話番号：0570-055-955 URL：https://www.jicc.co.jp ②名称：全国銀行個人信用情報センター（略称KSC） 電話番号：03-3214-5020 URL：https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/ ※各個人信用情報機関の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の各個人信用情報機関が開設しているホームページをご覧ください。</p>
第5条（個人情報の預託等の同意） 略	第5条（個人情報の預託等の同意） 略
第6条（個人情報の開示・訂正・削除） 略	第6条（個人情報の開示・訂正・削除） 略
第7条（本規約不同意の場合の措置） 略	第7条（本規約不同意の場合の措置） 略
第8条（利用停止の申出） 略	第8条（利用停止の申出） 略
第9条（契約が不成立の場合の同意） 略	第9条（契約が不成立の場合の同意） 略
第10条（条項の変更） 略	第10条（条項の変更） 略
<p>第11条（個人情報に関する問い合わせ窓口） 個人情報については、個人情報管理室が責任部署となります。なお、個人情報の開示・削除・訂正に関する請求窓口および個人情報に関するお問い合わせ先は以下のとおりです。 住 所：吹田市豊津町9番1号 EDGE 江坂 担当部署：株式会社アプラス お客様相談室 電話番号：0570-001-770 U R L：https://www.aplus.co.jp/</p>	<p>第11条（個人情報に関する問い合わせ窓口） 個人情報については、コンプライアンス部が責任部署となります。なお、個人情報の開示・削除・訂正に関する請求窓口および個人情報に関するお問い合わせ先は以下のとおりです。 住 所：吹田市豊津町9番1号 EDGE 江坂 担当部署：株式会社アプラス お客様相談室 電話番号：0570-001-770 U R L：https://www.aplus.co.jp/</p>
第12条（カード切替時の対応） 略	第12条（カード切替時の対応） 略
〔規約 202409 版/同意 202401 版〕 548-1770	〔規約 202603 版/同意 202507 版〕 548-1770